

第 1 総 説

令和 5 年度補正予算(第 1 号及び特第 1 号)は、令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容とするものである。

1 一般会計における歳出の追加事項は、(1)物価高から国民生活を守る 2,736,328 百万円、(2)地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する 1,330,327 百万円、(3)成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する 3,437,527 百万円、(4)人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する 1,340,329 百万円、(5)国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する 4,282,718 百万円であり、これらの総合経済対策に対応する追加額は合計 13,127,229 百万円である。このほか、その他の経費を 1,485,061 百万円、国債整理基金特別会計へ繰入を 1,314,728 百万円、地方交付税交付金を 781,984 百万円、それぞれ増額することとしている。

他方、既定経費の減額として 3,509,837 百万

円の修正減少を行うこととしているので、今回の補正による一般会計の歳出総額の増加は 13,199,164 百万円となる。

次に、歳入については、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入 171,000 百万円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入 3,391,090 百万円(うち令和 4 年度の「財政法」(昭 22 法 34)第 6 条の純剰余金 2,629,455 百万円)を計上するほか、税外収入 762,074 百万円の増収を見込み、公債金については 8,875,000 百万円を増額することとしている。なお、この公債金の増額は、「財政法」(昭 22 法 34)第 4 条第 1 項ただし書の規定による公債の増発 2,510,000 百万円と、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平 24 法 101)第 3 条第 1 項の規定による公債の増発 6,365,000 百万円を合わせたものである。この結果、公債依存度は 34.9%(当初予算 31.1%)となる。

2 特別会計予算においては、10 特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

3 なお、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。